

檜葉町太陽光発電設備の適正な設置に関するガイドライン

(目的)

第1条 檜葉町太陽光発電設備の適正な設置に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、檜葉町内での事業用太陽光発電設備等の設置にあたり、住民への周知説明、災害の防止、景観や生活環境への配慮に関し、必要な事項を示すことにより、法令上の規制が適用されない場合でも、事業者による適正な設置や管理を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備：土地に自立して設置される事業用の設備等で、定格出力10キロワット以上のもの（建築物の屋根又は屋上に設置されるものを除く）をいう。
- (2) 事業者：当該発電設備を設置する者及び発電事業を行う者をいう。
- (3) 事業区域：太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 行政区：檜葉町行政区設置条例（昭和60年檜葉町条例第1号）に規定する区域をもって組織する団体で、事業区域が所在する区域に係るものをいう。
- (5) 近隣関係者：事業区域の境界から100メートル以内の区域に存する土地及び家屋の所有者並びに居住者をいう。なお、事業区域の境界から100メートル以内の区域に農地が存ずる場合は、当該農地と同一農業用水利系統区域の土地所有者及び耕作者も含むものとする。

(対象地域)

第3条 本ガイドラインの対象地域は、檜葉町全域とする。ただし、区域外であっても町域に影響を及ぼす恐れがある場合は、町長の求めに応じて、事業者は第7条に掲げる事項を遵守するものとする。

(関係法令に係る事前協議及び手続き、手続き状況の報告)

第4条 事業者は、第5条に掲げる説明会等を行う前に、別表1に掲げる関係法令について、町関係部署及び関係行政機関等と事前協議を行うとともに、必要な手続きを行うものとする。また、手続き状況は「太陽光発電の設置に係る関係法令手続状況調書」（様式第1号）として、町長に提出するものとする。

(行政区及び近隣関係者への説明)

第5条 事業者は、発電施設の設置を行う場合、その計画の概要が明らかになったときは、行政区及び近隣関係者に対する説明会、又は個別訪問等を実施し、事業内容の周知・説明を行い、十分な理解を得るものとする。

(発電施設に係る届出等)

第6条 事業者は、次の行為に該当する場合は、届出書及び関係書類等を町長に提出するものとする。

(1) 発電施設の工事に着手する前

工事に着手する日の60日前までに、「太陽光発電設備に係る設置届出書」(様式第2号)に次の各号に掲げる添付書類を添えて提出すること。

- ア 事業計画書(様式第3号)
- イ 事業区域等状況調書(様式第4号)
- ウ 確約書(様式第5号)
- エ 事業区域の位置を示す位置図
- オ 太陽光発電設備の施工図
- カ 事業区域内の土地の図面(写し可)
- キ 事業区域内の土地の登記事項証明書(写し可)
- ク 現況写真
- ケ 行政区説明会等報告書(様式第6号)
- コ 近隣関係者説明等報告書(様式第7号)
- サ 説明会等配布資料
- シ 近隣関係者の範囲図
- ス 説明会出席者名簿及び個別訪問先名簿
- セ その他町長が必要と認める書類

(2) 事業内容を変更する場合

変更又は中止する場合は、速やかに「太陽光発電設備変更(中止)届出書」(様式第8号)に必要書類を添えて提出すること。

(3) 発電施設を廃止する場合

廃止後、速やかに「太陽光発電設備廃止届出書」(様式第9号)を提出すること。

(遵守すべき事項)

第7条 事業者は、発電設備の設置等を行う際は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止対策

- ア 土地の形質変更は最小限にとどめること。
- イ 雨水を敷地内で処理できる対策をとること。
- ウ 土砂の流出を防止する対策をとること。

(2) 景観への配慮

- ア 豊かな自然景観や由緒ある歴史景観などを阻害しないよう、発電設備の設置位置などに配慮すること。
- イ 太陽光モジュールは低反射のものを使用するなど、周囲の景観との調和を考慮

すること。

(3) 生活環境への配慮

ア 住宅地に隣接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射光等に配慮して、植栽を設けて遮蔽や敷地境界から後退させるなどの対策をとること。なお、太陽光発電から生じる反射光は、パネルの設置の仕方によっては、近接する建物や施設等に、季節や時間帯に伴い、一時的に反射光が差す場合もある。そのため、設置場所の周辺に住宅、学校、病院等の建物や施設等が周囲にないか事前確認するとともに、影響が懸念される場合は、反射光のシミュレーションを行い、反射光の影響が生じないよう対策を講じること。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとること。

(4) 敷地内への立入防止対策

敷地内に事業関係者以外のものが容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置するなどの安全対策をとること。

(5) 管理看板の設置

発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が起こった場合など、事業者連絡を取ることができるよう、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見えやすい場所に設置すること。

(6) 苦情への対応

発電施設の稼働に起因して発生した苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

(7) 発電設備敷地内の維持管理

敷地内から周辺環境への影響がないよう除草や清掃を行うこと。

(8) 周辺農地の営農に支障が生じないための措置等

農地または農地に隣接し発電設備を設置する場合、周辺農地の営農に支障が生じないようにするとともに、事前に周辺農地の効率的な利用や農業用排水施設の機能保全などについて営農者等と協議を行うこと。

(9) 災害時の対応

ア 自然災害その他の事由により発電設備が破損する恐れが生じた場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、速やかに現地確認し、発電設備の損壊、飛散、感電の恐れがないことを確認すること。

イ 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生する恐れがある場合又は発生した場合は町及び地域住民等へ速やかに連絡すること。

ウ 発電設備が破損した場合、被害を最小限にとどめるとともに、安全対策を講じた上で法令等に基づき復旧又は撤去を行うこと。

(10) 発電設備の廃止及び処分

発電設備の廃止及び処分に当たっては、発電事業開始から撤去等費用を積み立て

る等、計画的な資金確保に努めるとともに、不法投棄や放置することなく速やかに撤去し、撤去廃棄された発電設備は、原則「産業廃棄物」として取り扱われることから、関係法令に基づき、廃棄又はリサイクルなどの適正処理を実施すること。

(11) 土地の原状回復措置

撤去された土地について、地権者や地域住民等と原状回復に関する合意がある場合は、雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止などの対策を講じた上で、原状回復措置を行うこと。

(12) 国等が策定したガイドライン

事業者は、上記(1)から(11)に掲げる規定のほか、別表2に掲げる国等が策定したガイドラインを参考に事業を行うこと。

なお、国等が策定したガイドラインは、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新版を参照すること。

(報告)

第8条 事業者は、町長の求めに応じて、このガイドラインに定めるもののほか、本ガイドラインの施行に必要な限度において、必要な事項について報告するものとする。

(ガイドラインの見直し)

第9条 本ガイドラインは、必要に応じて随時見直すものとする。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和3年5月1日から施行する。
- 2 本ガイドラインは、施行の日（以下「施行日」という。）以降に太陽光発電設備の設置のための工事に着手する事業について適用する。なお、この施行日時点で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に規定する再生可能エネルギー事業の認定を受け、かつ工事に着手していない事業者においては、第6条第1項で規定する「工事着手しようとする日の60日前までに、「太陽光発電設備に係る設置届出書」（様式第2号）に次に各号に掲げる添付書類を添えて提出すること。」とあるのは、「速やかに「太陽光発電設備に係る設置届出書」（様式第2号）に次の各号に掲げる添付書類を添えて提出すること。」とする。
- 3 施行日において、現に着工している事業者又は現に事業を行っている事業者についても、第7条に掲げる事項を遵守するよう努めること。

別表 1

法令等	対象となる行為等
国土利用計画法	<p>■次に該当する土地取引（売買契約の締結、地上権・賃借権の設定）を行った場合</p> <p>①都市計画区域 5,000 m²以上</p> <p>②その他の区域 10,000 m²以上</p>
福島県大規模土地利用事前指導要綱	<p>■福島県大規模土地利用事前指導要綱に規定する大規模な土地利用・開発行為（土地の形質変更等）に該当する場合</p> <p>①農地転用を要する農地を含む場合 4 h a 超</p> <p>②その他の場合 5 h a 以上</p>
都市計画法	<p>■主として建築物の建築、特定工作物建設等を目的とする開発行為を行う場合</p> <p>（※太陽光発電設備は一部「建築物」に該当する場合もあるため、開発許可が必要か確認を行うこと）</p> <p>①都市計画区域 3,000 m²以上</p> <p>②その他の区域 10,000 m²以上</p>
農業振興地域の整備に関する法律	<p>■農用地区域からの除外（農地転用の用途等）を行う場合</p>
農地法	<p>■農地の購入、賃借により農地以外のものとして使用する場合（農地転用）</p> <p>（※第1種農地/甲種農地/農用地区域内農地は、営農型太陽光発電の場合除き、原則不許可）</p>
森林法	<p>■地域森林計画の対象民有林内において、1 h a を超えて土石・樹根の採掘、開墾等の土地の形質変更を行う場合</p> <p>（※1 h a 以下の場合は、町に「小規模林地開発計画書」を届出すること）</p> <p>■地域森林計画の対象民有林内において、森林を伐採する場合</p> <p>■保安林を森林以外の用途として使用する場合（保安林の指定解除）</p>
河川法	<p>■河川区域、河川保全区域において、土地の形質変更等を行う場合</p>
海岸法	<p>■海岸保全区域、一般公共海岸区域において、土地の形状変更等を行う場合</p>

<p>道路法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路から民地への乗り入れ等、道路に関する工事を施工する場合 ■ 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合
<p>景観法 福島県景観条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観計画区域（福島県の場合、景観形成重点地域外はすべて対象） での一定の工作物等の新築、増改築を行う場合
<p>土壌汚染対策法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3,000 m²以上の土地の掘削、その他の土地の形質の変更を行う場合
<p>福島県自然環境保全条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福島県が指定する自然環境保全地域での工作物の新築等、木材の伐採、土地の形状変更等を行う場合
<p>文化財保護法 福島県文化財保護条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合 ■ 工事中に遺跡を発掘した場合

法令等	対象となる行為等									
環境影響評価法 福島県環境影響評価条例	<p>■次に該当する発電設備を設置する場合</p> <table border="1" data-bbox="547 264 1417 414"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 264 879 315">発電区分</th> <th data-bbox="879 264 1150 315">第1種事業</th> <th data-bbox="1150 264 1417 315">第2種事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="547 315 879 367">太陽光発電（出力）</td> <td data-bbox="879 315 1150 367">出力 30,000 kW以上</td> <td data-bbox="1150 315 1417 367">出力 20,000 kW以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 367 879 414">〃（事業区域面積）</td> <td data-bbox="879 367 1150 414">区域面積 75ha 以上</td> <td data-bbox="1150 367 1417 414">区域面積 50ha 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※福島県では、出力もしくは事業区域面積（工場又は事業場の用地の造成の事業）のいずれかに該当する場合は対象となる。</p>	発電区分	第1種事業	第2種事業	太陽光発電（出力）	出力 30,000 kW以上	出力 20,000 kW以上	〃（事業区域面積）	区域面積 75ha 以上	区域面積 50ha 以上
発電区分	第1種事業	第2種事業								
太陽光発電（出力）	出力 30,000 kW以上	出力 20,000 kW以上								
〃（事業区域面積）	区域面積 75ha 以上	区域面積 50ha 以上								
地すべり等防止法	<p>■地すべり防止区域でののり土（長さ3m以上）切土（高さ2m以上）の行為、施設・工作物の新築・改良、地すべり防止阻害、助長・誘発の行為を行う場合</p>									
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>■急傾斜地崩壊危険区域での土地の採掘、切土等の形質変更土石の採取、木材の伐採、工作物の新築等を行う場合</p>									
砂防法	<p>■砂防指定地域での土地の採掘、切土等の形質変更、土石の採取、木材の伐採、工作物の新築等を行う場合</p>									
騒音規制法	<p>■騒音規制が行われる指定地域で、工場又は特定施設を設置する場合 （特定施設が電気事業法で規定される電気工作物の場合は、上記手続きに代わり、電気事業法に基づく届出が必要）</p> <p>■上記指定地域で、特定建設作業（杭打機、削岩機などによる作業）を伴う工事を実施する場合</p>									
振動規制法	<p>■振動規制が行われる指定地域で、工場又は特定施設を設置する場合 （特定施設が電気事業法で規定される電気工作物の場合は、上記手続きに代わり、電気事業法に基づく届出が必要）</p> <p>■上記指定地域で、特定建設作業（杭打機、削岩機などによる作業）を伴う工事を実施する場合</p>									
消防法	<p>■危険物に指定される物資を一定量以上使用する場合</p>									
建築基準法	<p>■太陽光発電設備の場合</p> <p>①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要</p> <p>(1) 次の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4m以下のもの (i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立入らない場合 (ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合</p> <p>(2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合</p> <p>②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認は不要</p> <p>■太陽光発電設備に付属する建築物の場合 当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合は必要</p>									

※掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において最終的な確認を行うこと。

別表 2

分類	ガイドライン名	発行元	発行年
全般	事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	資源エネルギー庁	2017 (2020 改訂)
	太陽光発電事業の評価ガイド	太陽光発電事業の 評価ガイド策定委員会	2018 (2019 改訂)
	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境省	2019
	公共・産業用太陽光発電システム手引書	一社)太陽光発電協会	2013
	太陽光発電事業の評価ガイド（2019 年改定）	評価ガイド策定委員会	2019
設計・施工	住宅用太陽光発電システム設計・施工指針	一般財団法人 新エネルギー財団	2007
	太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（設計施工・システム編）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2010
	10kW 以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点（第 10 版）	一社)太陽光発電協会	2015
	地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、 一社)太陽光発電協会、地建 産株式会社	2019
保守・ 維持管理	太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について	一社)太陽光発電協会	2015、2018
	震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点	一社)太陽光発電協会	2016
	太陽光発電システム保守点検ガイドライン（2019 年改訂版）	一社)日本電機工業会 一社)太陽光発電協会	2019
反射光	太陽光発電システムの反射光トラブル防止について	一社)太陽光発電協会	2010
発電設備 の廃棄	太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）	環境省	2018
営農型太陽光発電	営農型太陽光発電について	農林水産省	2020
	営農型太陽光発電取組支援ガイドブック	農林水産省	2020

※上記掲載の国等が策定したガイドラインは、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新版を参照すること